

兵庫県勤労者山岳連盟規約

第一章 総則

第1条 この連盟は、日本勤労者山岳連盟の都道府県段階における連盟組織で兵庫県勤労者山岳連盟とよび、事務所を兵庫県内におく。

2. この連盟は、新日本スポーツ連盟兵庫に賛助団体として参加する。

第2条 趣意書およびこの規約を承認して加盟手続きをとり、本連盟の承認をうけた登山団体は加盟団体となる。

第二章 目的と活動

第3条 この連盟は次のことを目的とする。

登山を広く一般勤労者のものとし、加盟団体相互の交流を強め、勤労者の立場に立脚した正しい登山観、登山倫理、および登山技術の普及と向上をはかる。

第4条 この連盟は前条の目的を遂行するために次の諸活動をおこなう。

- (1)加盟団体の活動についての指導援助と加盟団体相互の交流
- (2)未組織登山者を連盟に結集する活動および未組織地域に連盟の組織を広げる活動
- (3)山岳遭難を防止する活動
- (4)機関誌の発行
- (5)山岳自然を守る活動
- (6)民主的関係団体、業者、機関との提携
- (7)国際親善、友好の活動
- (8)その他目的遂行に必要な活動

第三章 加盟団体

第5条 この連盟に加盟するには、所定の加盟申請書および団体基本調査報告書に加盟費を添えて申し込み、常任理事会の承認を得なければならない。

第6条 加盟団体が次の各号の一以上に該当する時は、総会の議決をもって除籍することができる。この場合の議決は出席代議員の3分の2以上を要するものとする。

- (1)連盟費の納期が経過して三ヶ月以上過ぎたとき。
- (2)この連盟の加盟団体としてふさわしくない行為のあったとき。

2. 加盟団体は自由にこの連盟を脱退することができる。

第四章 役員

第7条 この連盟に役員として、会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、常任理事若干名、理事若干名および監事2名をおく。

第8条 会長はこの連盟を代表し、この連盟の活動を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 理事長は日常活動を総括し、副理事長はこれを補佐し、かつ理事長に事故あるときはその職務を代行する。

4. 常任理事は日常業務の執行にあたる。
5. 理事は連盟業務を執行にあたる。
6. 監事は会計を監査する。
7. 名誉会長は重要事項について会長に意見を述べるができる。

第9条 会長、副会長は総会で推挙する。

2. 理事および監事は総会で選出する。
3. 理事長、副理事長および常任理事は理事会で選出する。

第10条 役員の任期は次期定期総会までとし、再選を妨げない

2. 役員の補充は理事会でおこない、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第五章 機関

第11条 この連盟に機関として、総会、理事会、常任理事会をおく。

2. この連盟に目的を遂行するための各種の専門部、専門委員会をおくことができる。

第12条 総会は、この連盟の最高意志決定機関で、1年に1回会長が召集する。

2. 総会は役員および加盟団体ごとに選出された代議員で構成され、代議員の過半数の出席を持って成立する。出席できない代議員の委任状をもって出席とみなすことができる。

3. 総会の議決は出席代議員(出席代議員及び委任状)の2分の1以上とする。(変更)

4. 会長は必要に応じて臨時に総会を召集することができる。かたや、加盟団体の3分の1以上の要請があったときは、臨時総会を開催しなくてはならない。

第13条 理事会は総会に次ぐ機関で、年1回以上理事長が召集する。

2. 理事会は連盟の方針にもとづき、連盟業務を執行する。

3. 理事会は理事の過半数の出席により成立する。出席できない理事の委任状をもって出席とみなすことができる。

4. 理事会に出席した会長、副会長は理事と同一の権限を有するものとする。

第14条 常任理事会は連盟の方針にもとづき、日常業務を執行する。

2. 常任理事会は理事長の招集により(月1回開催する。なお、)必要に応じて随時開催することができる。(追加)

3. 常任理事会は理事長、副理事長、常任理事で構成する。常任理事会は必要に応じて会長、副会長に出席を求め、出席した会長、副会長は常任理事と同一の権限を有するものとする。

第15条 専門部、専門委員会(以下単に「専門部等」という)の設置および任務等については常任理事会が定める。

2. 専門部等は役員および常任理事会の議を経て会長が委託した委員をもって構成する。(なお、専門部等の責任者は常任理事を兼任することを原則とする。)

第六章 財政

第16条 兵庫労山の運営に関わる必要会費は連盟費、その他をもってこれに充てるものとする。連盟費の内訳は、兵庫労山の運営に関わる運営費部分と、全国連盟費+遭難対策積立基金部分とに分けて捉える。

- 1) 運営費部分¥170円/人・月(150人を限度とする)

- 2) 全国連盟費+遭難対策積立基金部分130円/人・月(300人を限度とする)

- 但し、150人を越える会においては140円/人・月とし、その内10円を運営費部分に充当する。
- 3) 全国連盟一律分担金(3,600円/団体・年)を1期分の連盟費納入時に納入するものとする。
 2. 連盟費の支払いは3ヶ月毎の前納制とし、4、7、10、1月末の会員数により、各々5、8、11、2月末までに納入するものとする。
 3. この連盟の会計年度は5月1日より4月末までとし、会計報告は定期総会の都度行わない総会の承認をうける。
 4. 第6条2項により加盟団体が本連盟を脱退する場合は、滞納連盟費を精算しなければならない。

第七章 遭難対策

第17条連盟は別に定める「兵庫労山勤労者山岳連盟遭難対策規定」のもとつき活動を行う。

第八章 規約改正その他

第18条規約の改廃は、総会の過半数の承認を要するものとする。

第19条理事会は、この規定に定められていない問題については、規約の精神に基づいて処理することができる。

- 〈附則〉
1. 一旦納入した加盟費・連盟費は、この連盟を脱退しても返却しない。
 2. 第12条2項の代議員は、加盟団体ごとに選出するものとし、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事の職にあるものは選出することができない。
 3. 第12条2項の代議員の数は、別に定める。
 4. 第16条2項の定める納期を経過してもなお連盟費の納入のないときは代議員の選出権その他の権利は留保される。ただし、権利留保の始期と終期は常任理事会において定める。
 5. 第16条の連盟費のうち10円(変更)を救助隊会計に繰り入れるものとする。

この規約は、1966年4月16日より実施する。

1988年6月12日一部改正

1991年6月9日一部改正

1995年6月18日一部改正(救助隊対応)

実施時期～本改正規約は第36回総会の承認を得て、2000年5月1日付をもって実施する。

(第一期分納入時期より実施)。但し、この規約改正により、著しく財政負担を伴う団体については執行猶予期間をおき、2001年5月納入分よりの実施とする。(同年第一期分よりの実施)

1999年6月13日一部改正

2002年6月9日一部改正

2003年6月8日一部改正

2005年6月12日一部改正

2019年6月9日一部改正

2021年7月10日一部改正